



石川のスポーツビジョン策定にあたって



石川のスポーツビジョン策定にあたって

1 策定の背景

(1) 法的背景

スポーツ振興法第4条第1項には「文部科学大臣はスポーツの基本計画を定めるものとする。」と述べられており、続く第3項において「都道府県及び市町村の教育委員会は、第1項の基本計画を参しやくして、その地方の実情に即したスポーツの振興に関する計画を定めるものとする。」と述べられています。

それに基づき2000年（平成12年）文部省（現文部科学省）は国のスポーツ振興基本計画を策定し、今後10年間のスポーツ振興に関する目標や具体的施策を示しました。その内容は「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実」「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」及び「生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携の推進」の3つの柱から成り立っています。

本県においても、国のスポーツ振興基本計画を参しやくし、本県の実情にあったスポーツ振興に関する基本計画の策定が必要です。

(2) 社会的背景

科学の発達により、社会環境は大きく変化しましたが、私たちは物質的な豊かさや便利さを得た反面、慢性的な運動不足による健康の問題、子供たちの外遊びの減少と体力低下の問題等多くの社会的問題が生じています。一方、社会の高齢化が進む中、いつまでも生きがいをもって健康に過ごすための施策も求められています。

このような社会的背景の中で、あらゆる人たちがどこにいてもスポーツに親しめる環境づくりを進めるための県としての指針を示し、市町村・スポーツ団体と一体となった取組を推進することが必要です。

2 ビジョンの果たす役割

このビジョンは、国のスポーツ振興基本計画に基づき、平成15年度から平成24年度までの10年間を見すえて県が策定するスポーツ振興の基本計画です。

この基本計画をもとに、県内市町村もそれぞれのスポーツ振興の基本計画を策定し、本県のスポーツの振興をめざすものとします。